

個人番号カード（写）等貼付台紙



高等学校等専攻科修学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を 名分提出します。

個人番号カードの写しを貼り付けた上で、**太枠**の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

※裏面の注意事項をご確認のうえ、必要事項を記入し、資料を添付してください。※

	学校名	
	種類・課程・学科等	
	ふりがな	
	生徒氏名	
	学年・クラス・出席番号等	

↓貼り付ける順番は、受給資格認定申請書の保護者等の氏名記載の順番とそろえてください。↓

保護者等①	個人番号	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">(父)</p> <p style="text-align: center;">保護者等①の 個人番号カード（裏面）写し貼付欄</p> <p>氏名と個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。 ※個人番号が書かれていない面は不要です！</p>
	氏名	
	生年月日	
	西暦 _____年____月____日	
保護者等②	個人番号	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">(母)</p> <p style="text-align: center;">保護者等②の 個人番号カード（裏面）写し貼付欄</p> <p>氏名と個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。 ※個人番号が書かれていない面は不要です！</p>
	氏名	
	生年月日	
	西暦 _____年____月____日	
備考		

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日

年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

個人番号カード（写）提出時の注意事項

●個人番号カードが提出できない場合は、「個人番号が記載された住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書等」を本台紙と併せて提出願います。

※デジタル手続法（令和2年5月25日）の施行により、通知カードは使用できなくなりました。

ただし、下記に該当する場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

・通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、令和2年5月25日以前に通知カードの変更手続が完了している場合

●下記の場合は個人番号カードの（写）等「貼付台紙」の提出は不要です。

- ①生活保護受給世帯の場合
- ②生徒本人が支給額の判断基準となる者であり、未婚の未成年且つ所得がないことが確認できる場合
- ③マイナンバー制度における不開示措置を行っており、課税証明書等で提出される場合

個人番号の確認書類について

①②のどちらかを提出してください。

提出物	①個人番号カードの裏面のコピー	②個人番号の記載された住民票
見本		
注意事項	表面は提出不要 	住民票の切り取り・貼付厳禁 

<個人番号カードの写しの貼り方について>

- 「のり」を使用し、枠内に剥がれないように全面貼付けてください。（テープ、ホッチキスは使用禁止）
※本台紙を機械でスキャンしますので、丁寧な貼付けにご協力をお願いします。
- 個人番号の記載された住民票を添付する場合は、「のり」「テープ」「ホッチキス」等での貼付けはせず、台紙の裏に重ねて提出してください。